

# 南小学校いじめ防止基本方針

～未来を担うこどもたちのために～



所沢市立南小学校

令和4年12月改定

# 南小学校いじめ防止基本方針

本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方	1
いじめの定義について	1
いじめの理解について	1
1 いじめの防止	2
2 いじめの早期発見	4
3 いじめへの対処	4
4 地域や家庭との連携	6
5 関係機関との連携	7
6 重大事態への対処	8

# 南小学校いじめ防止基本方針

## 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。その実現のためには、学校、保護者及び所沢市がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

本市では、生徒の命に関わる事案が連続して発生しており、いじめ撲滅に向けた対策が目下の急務であります。

そこで本校では、生徒指導委員会が中心となり、以下の姿勢・考え方のもと、すべての児童が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。

## いじめの定義について

### いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によります。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法】

## いじめの理解について

### いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。

上記を踏まえ、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していきます。

# 1 いじめの防止

## (1) 基本姿勢

- ① いじめは重大な人権侵害であり、許される行為ではありません。
- ② いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こりうるという認識に立ち、いじめの未然防止に全力で取り組みます。
- ③ いじめを発見したら、関係機関と協力して解決を図るとともに被害にあった子供に寄り添い守ります。
- ④ いじめ問題については、あらゆる方策を講じて未然防止・早期発見・早期対応・解決に全力で取り組みます。
- ⑤ いじめの報告を受けた時、必要な措置を講ずることを指導・助言し、必要に応じて調査を行うなど、学校に対する必要な支援を行います。
- ⑥ 11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、意識の高揚を図ります。
- ⑦ いじめの防止に資するため、「心のエネルギープロジェクト」を推進し、児童の自己肯定感を高めます。6・7月をプロジェクト月間とします。

## (2) 学校の取組

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や心のふれあい相談員やスクールカウンセラー、教育相談コーディネーターを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、過去のいじめ重大事態を教訓として児童の実態を踏まえた実効性のある取組をします。

児童からの相談に対応できる体制整備を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係機関との連携等を図り必要な支援を行います。

「いじめ撲滅強調月間」等を活用し、いじめに対する「行動宣言」等を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」、「児童会が中心となったいじめ防止」への取組などを活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とします。

### ① 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。

担任を中心にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員、養護教諭、他の教職員が連携し、児童生徒に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見及び自殺予防を徹底します。

### ② 「子どもの人権」の啓発推進

児童生徒がお互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組を行ったり、教職員の研修会の中で、「子どもの人権」について啓発したりします。

#### ア いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の者に大きな傷を残すものであり決して許されないことを児童に理解させます。

イ いじめは刑事罰の対象に

いじめが刑事罰の対象となりうること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうることを児童に理解させます。

ウ いじめの四層構造の理解

いじめが行われている中では、加害者・被害者に加え、観衆（はやし立てたり面白がったりする者）・傍観者（周辺で暗黙の了解でいる者）という4つの立場が存在します。このような四層構造を理解させるとともに、いじめの当事者ではない児童も自分達が「観衆」にならないこと、また「傍観者」もいじめ防止のために行動することができるよう啓発します。

エ 配慮が必要な児童生徒について

特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童の表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努めます。

### ③ 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童の豊かな心を育み、「いじめをしない、させない」資質を養います。

### ④ 情報モラル教育の充実

健やか輝き支援室の生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童や保護者向けに実施している情報モラル教育に関する講習会等を活用し、児童がスマートフォン（メール、LINE等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。

一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用するうえでの約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行います。

特にSNSやオンラインゲームの利用に関しては、「倫理観」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めることができるよう啓発していきます。

## (3) いじめ防止に係る組織

会議	定例会議 (生徒指導委員会)	いじめ防止対策委員会	緊急時会議	
	校内委員会 (月1回)		ケース会議	全体会議
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月目標振り返り</li> <li>・特別の配慮や支援を要する児童やいじめ等の情報共有を行い記録する。</li> <li>・問題行動の共通理解と対策を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの防止のための対策</li> <li>・いじめ問題の把握、分析</li> <li>・重大事態に係る事実関係の調査に関する事。</li> <li>・その他、本校が必要と認める事項に関する事。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事案発生時または発生の恐れがある場合の緊急対応</li> </ul>
複数の教職員※1	○	○	○	○ (全職員)
心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者※2	×	△	×	○
その他の関係者※3	○	○	○	○

※1 生徒指導委員会（校長、教頭、教務主任、養護教諭、各学年代表、教務部担当）

※2 教育相談担当指導主事、教育委員会学校心理士、所沢警察署、児童相談所、スクールカウンセラー

※3 関係学年主任、該当児童担任、教務部関係者、必要に応じて所沢市教育委員会指導主事、すこやか輝き支援室支援員

## 2 いじめの早期発見

### (1) 本校の取組

#### ① 定期的ないじめの実態把握と対応

年間を通して定期的にいじめに関する調査（5回程度）、個人面談を実施し、いじめは起こりうるとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行います。アンケートでは本音を書けない・書かない児童がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めます。また、相談室の存在を児童・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子供たちを見守ります。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童の保護者と連携を十分に図ります。後に児童の状況に改善が見られたとしてもいじめが解決したと安易に判断せず、保護者と連携しながら、長期的な見守りを組織として継続します。また、保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進め、校外における実態把握にも努めます。

#### ② 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する指導力の向上を図ります。学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、各種支援員等といった児童生徒に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の児童と信頼関係を築き、児童を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努めます。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I's 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上をさせ、全職員の共通理解のもと個々の児童への指導の充実を図ります。

(例) 好意や善意から行った行為が、意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪したことで教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能だが、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織に報告し情報を共有します。

## 3 いじめへの対処

### (1) 本校の取組

#### ① 学校の組織づくり

学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、校内いじめ防止対策組織を設置し、年度当初や学期に1回などの定例の会とともに、必要に応じて会議を行います。構成員は、当該学校の管理職、学級担任、生徒指導主任や教育相談主任、スクールカウンセラーなど複数の教員等によって構成します。校内のいじめ防止対策組織は、企画会議や生徒指導部会等の既存の組織と兼ねず別に設置します。

また、いじめを重大な社会問題と捉え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察関係者など外部の専門家の意見を求め、どんな事案でも、まず、いじめを受けたと

する児童に寄り添った対応をします。

#### ② いじめ問題に対応する体制の整備

学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、有識者による相談体制を整えます。

#### ③ 教育相談の充実

##### ア 児童が相談しやすい校内体制の工夫

教育相談期間を設定したり、児童が相談する時間帯や場所などを工夫したりするなど、児童が自身の思いを表現しやすい環境づくりに努めます。

##### イ 多面的な相談体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会（ケース会議）に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

#### ④ いじめる側の児童への実効性のある指導

##### ア 毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の対応を行います。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、必要に応じて警察と連携して対応します。

##### イ 保護者と連携した取組

いじめる側の児童に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努めます。

「南小学校いじめ防止基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに入学時や年度初めに、児童や保護者、関係機関等に周知します。

##### ウ 加害児童に対する成長支援

いじめる側の児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう周知します。

##### エ 周りにいる児童への指導

「周りではやし立てる児童への対応」「見てみぬふりをする生徒への指導」「学校全体への指導」について教職員、共通理解を持って対応していきます。

#### ⑤ 児童の主体的な活動の推進

児童会において、児童が主体的にいじめについて考え、改善に向けた行動を、自ら進められるように指導します。

また、児童自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導します。

#### ⑥ いじめの解消の見届け

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とはなりません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重要性から更に長期の期間が

必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ問題対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて相当な期間を設定し、状況を注視していきます。

#### イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ問題対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行します。

※ いじめが「解消している」状況とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害・加害児童については、日常的に注意深く観察します。

※ 卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにします。(小から中への引継ぎ等。)

※ アンケート調査の保存期間は、指導要録の保存年限と合わせて、少なくとも5年間とします。

## 4 地域や家庭との連携

### (1) 学校の取組

#### ① 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。

また、学校応援団(スクールガード、安全安心ボランティア等)と連携した児童の見守りを検討します。

#### ② 学校間及び地域との一層の連携

小中連携の視点から、適切な時期に異校種間でいじめに係る情報連携を行います。また、卒業、転出入時における情報連携は、特に丁寧に行います。その際、必要に応じて、地域関係者(民生委員・児童委員、主任児童委員等)との連携も図っていきます。

### (2) 保護者の役割

「所沢市いじめ防止基本方針」(令和4年10月改定)で示されたものです。以下に原文を掲載します。

#### 3 家庭や地域との連携 (3) 保護者の役割

子供にとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場です。また、親が子を生み、育てる場としての機能は家庭教育の原点であり、乳幼児期から情緒を安定させた

り、善悪の判断の基礎・家族や他人に対する思いやり・健康や安全のための基本的な生活習慣を身につけさせたりすること、さらに自立心を育てていくこと等は保護者の役割と考えます。

その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切とされています。

#### ① 規範意識を養うことに努めること

保護者はその保護する児童等に対し、人が心理的・身体的に苦痛を感じる行為である「いじめ」をしてはいけないことを教えていく必要があります。

##### 心理的・身体的に苦痛を感じる行為の具体例

- ア 「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為
- イ 「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる（パシリ）」など強要する行為
- ウ 「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感じさせるあだ名」など言葉による行為
- エ 相手がいなかったかのようにふるまう無視する行為（しかと）
- オ 人の物を隠したり、勝手に使ったりする行為
- カ SNS やオンラインゲームなどで仲間はずれや誹謗中傷する行為

#### ② いじめから保護すること

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合、適切に児童をいじめから保護する必要があります。保護の方法としては、いじめの加害者から離すこと、学校へ通報すること、警察や児童相談所へ相談すること等があります。

#### ③ 関係機関と協力すること

いじめの防止等のための対策においては、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む必要があります。そのためには国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関が連携し、社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切です。

特に子の教育について第一義的責任を有する保護者（家庭）は家庭内だけで悩みを抱え込まず、まずは学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく必要があります。

#### 【いじめ防止対策推進法】（保護者の責務等）

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

## 5 関係機関との連携

### (1) 本校の取組

いじめの要因は様々であることから、関係機関と連携を図り、情報共有を継続的にを行い、

いじめの未然防止・早期発見・早期対応・解消、見届けを行います。

関係機関…健やか輝き支援室、教育センター—教育相談室、児童相談所、こども相談センター、  
所沢警察、県立総合教育センター、ほうかごところ、児童クラブ、生活クラブ、  
児童館、福祉関連機関、医療機関

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義及び意味

#### ① 重大事態の定義

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

#### ② 重大事態の意味（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省）

- ・「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

### (3) 調査の実施

校内いじめ問題調査組織を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にします。

#### (4) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
  
- ②調査結果の報告  
調査結果について、所沢市教育委員会に報告します。

作 成： 所沢市立南小学校  
連絡先： 所沢市南住吉18番29号  
04-2922-3039  
E-mail： [minami-e@tokorozawa-stm.ed.jp](mailto:minami-e@tokorozawa-stm.ed.jp)  
発行日：令和4年12月5日